

改正案			現行		
別表2（第3条関係） 無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由			別表2（第3条関係） 無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由		
無線局の目的	通信事項(注1)	免許の主体及び開設の理由	無線局の目的	通信事項(注1)	免許の主体及び開設の理由
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
自動車運送事業用	一般乗合旅客自動車の安全運行に関する事項 一般乗用旅客自動車の運行に関する事項 一般貸切旅客自動車の安全運行に関する事項 特定旅客自動車の安全運行に関する事項 貨物自動車の運行に関する事項 現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	次のいずれかに該当するものであること。 1 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者(当該事業に類する運送を無償で行う者及び同法第79条の規定により登録を受けた者を含む。)、事業協同組合(同法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者(当該事業に類する運送を無償で行う者及び同法第79条の規定により登録を受けた者を含む。以下この項において「タクシー事業者」という。))が無線設備を使用して配車需要に関する事務連絡を行うことを目的として中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第27条の2第1項の認可を受けて設立した組合をいう。及び団体(同一単位地域内に所在する2以上のタクシー事業者であって事業協同組合を設立できない者が配車需要に関する事務連絡を行うことを目的として設立若しくは組織する団体をいう。))又は道路運送法第43条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者(当該事業に類する運送を無償で行う者及び同法第79条の規定により登録を受けた者を含む。))が、旅客自動車の安全かつ円滑な運行を確保することを主たる目的として開設するものであること。 2 (略)	自動車運送事業用	一般乗合旅客自動車の安全運行に関する事項 一般乗用旅客自動車の運行に関する事項 一般貸切旅客自動車の安全運行に関する事項 特定旅客自動車の安全運行に関する事項 貨物自動車の運行に関する事項 現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	次のいずれかに該当するものであること。 1 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者(当該事業に該当する運送を無償で行う者を含む。)、事業協同組合(タクシー事業者(道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者及び当該事業に該当する運送を無償で行う者をいう。))が無線設備を使用して配車需要に関する事務連絡を行うことを目的として中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第27条の2第12項の認可を受けて設立した組合をいう。))及び団体(同一単位地域内に所在するタクシー事業者であって事業協同組合を設立できないものが配車需要に関する事務連絡を行うことを目的として設立した団体及び一般乗用運送事業者が組織する団体をいう。))又は道路運送法第43条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者(当該事業に該当する運送を無償で行う者)が、旅客自動車の安全かつ円滑な運行を確保することを主たる目的として開設するものであること。 2 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1～10 (略)			注1～10 (略)		
別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 第1 (略)			別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 第1 (略)		

第2 陸上関係

1・2 (略)

3 その他の一般無線局

(1) 自動車運送事業用（一般乗用旅客自動車運送事業に限る。）

ア 用語の定義

(1)において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(ア) 「タクシー事業」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（当該事業に類する運送を無償で行うもの及び同法第79条の規定により登録を受けて行うものを含む。）をいう。

(イ) 「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

(ウ) 「事業協同組合」とは、タクシー事業者が無線設備を使用して配車需要に関する事務連絡を行うことを目的として中小企業等協同組合法第27条の2第1項の認可を受けて設立した組合をいう。

(エ) 「団体」とは、同一単位地域内に所在する2以上のタクシー事業者であって事業協同組合を設立できない者が、配車需要に関する事務連絡を行うことを目的として設立若しくは組織する団体をいう。

(オ) 「単位地域」とは、タクシー事業の営業区域及び電波伝搬上の条件を考慮して定める周波数割当上の単位とする地域をいう。

(カ) 「不感地域」とは、単位地域内において基地局から発射される電波が陸上移動局まで到達せず、タクシー事業に関する通信を確保できない地域をいう。

(キ) 「集中基地方式」とは、異なる免許人に係る2以上の基地局を1か所に集中させて運用する方式をいう。

(ク) 「分散基地方式」とは、集中基地方式以外のものをいう。

イ 免許主体及び開設の条件

(ア) 基地局

A タクシー事業者

個人タクシー事業者でないこと。

第2 陸上関係

1・2 (略)

3 その他の一般無線局

(1) 自動車運送事業用（一般乗用旅客自動車運送事業に限る。）

ア 用語の定義

(1)において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(ア) 「タクシー事業」とは、道路運送法第3条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業（当該事業に該当する運送を無償で行うもの及び同法第79条に基づく登録を受けて行うものを含む。）をいう。

(イ) 「タクシー事業者」とは、(ア)の事業を行う者をいう。

(ウ) 「単位地域」とは、タクシー事業の営業区域及び電波伝搬上の条件を考慮して定める周波数割当上の単位とする地域をいう。

(エ) 「集中基地方式」とは、異なる免許人に係る2以上の無線設備を1か所に集中させる基地方式をいう。

(オ) 「分散基地方式」とは、集中基地方式以外のものをいう。

B 事業協同組合

事業協同組合が開設する基地局と当該事業協同組合の組合員の基地局とを併せて開設することとならないものであること。

C 団体

(A) 次の事項を記載した定款が定められていること。

- a 目的及び事業
- b 事務所の所在地
- c 構成員に関する事項
- d 理事（代表者を含む。）に関する事項
- e 資産に関する事項
- f 定款の変更、解散及び残余財産の処理に関する事項

(B) 次の事項を記載した無線局管理運営規程が定められていること。

- a 無線管理責任者の配置と職務に関する事項
- b 共用する無線設備及び通信所の維持及び管理に関する事項
- c 無線従事者の共通選任及び配置、業務書類の整備等当該無線局の管理及び運用に関する事項

(C) 団体が開設する基地局と当該団体の構成員の基地局とを併せて開設することとならないものであること。ただし、それらの無線局が、無線設備及び通信所を共用するとともに無線従事者を共通に選任して開設することとなる場合は、この限りでない。

(D) 団体を免許主体とすることにより、割当周波数の増波等することとならないこと。

(イ) 陸上移動中継局（不感地域の解消を図る場合に限る。以下この(1)において同じ。）

A タクシー事業者

個人タクシー事業者ではないこと

B 事業協同組合

事業協同組合が開設する陸上移動中継局と当該事業協同組合の組合員

の陸上移動局とを併せて開設することとならないものであること。

C 団体

団体が開設する陸上移動中継局と当該団体の構成員の陸上移動中継局とを併せて開設することとならないものであること。ただし、それらの無線局が、無線設備及び通信所を共用するとともに無線従事者を共通に選任して開設することとなる場合は、この限りでない。

(ウ) 陸上移動局

A タクシー事業者

基地局の免許主体が団体である場合には、その陸上移動局の免許主体は団体の構成員であること。

B 事業協同組合

事業協同組合が開設する陸上移動局と当該事業協同組合の組合員の陸上移動局とを併せて開設することとならないものであること。

ウ 通信の相手方

(ア) 基地局

A 免許主体がタクシー事業者の場合には、当該タクシー事業者所属の陸上移動中継局又は陸上移動局であること。

B 免許主体が事業協同組合の場合には、当該事業協同組合所属の陸上移動中継局又は陸上移動局であること。

C 免許主体が団体の場合には、当該団体所属の陸上移動中継局又は当該団体の構成員所属の陸上移動局であること。

(イ) 陸上移動中継局

A 免許主体がタクシー事業者の場合には、当該タクシー事業者所属の基地局又は陸上移動局であること。

B 免許主体が事業協同組合の場合には、当該事業協同組合所属の基地局又は陸上移動局であること。

C 免許主体が団体の場合には、当該団体所属の基地局又は当該団体の構成員所属の陸上移動局であること。

(ウ) 陸上移動局

- A 免許主体がタクシー事業者の場合には、当該タクシー事業者所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局であること。ただし、当該タクシー事業者が団体の構成員である場合には、当該団体所属の基地局、陸上移動中継局又は当該団体の構成員所属の陸上移動局であること。
- B 免許主体が事業協同組合の場合には、当該事業協同組合所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局であること。

エ 通信事項

一般乗用旅客自動車の運行に関する事項であること。

イ 通信事項

一般乗用旅客自動車の運行に関する事項であること。

ウ タクシー事業用無線局の免許は、次に掲げる者について付与することとする。

- (ア) タクシー事業者（個人タクシー事業者を除く。以下同じ。）
- (イ) 事業協同組合（タクシー事業者が、中小企業等協同組合法に基づく認可を受けて無線設備を使用して、配車需要に関する連絡事務を行うことを目的として設立した組合をいう。以下この(1)において同じ。）
- (ウ) 団体（同一単位地域内に所在するタクシー事業者であって事業協同組合を設立できないものが、配車需要に関する事務連絡を行うことを目的として設立した団体をいう。以下この(1)において同じ。）

エ 事業協同組合及び団体が開設する場合の条件

- (ア) 事業協同組合が開設するタクシー事業用無線局と当該事業協同組合の組合員のタクシー事業用無線局とを併せて開設することとならないものであること。
- (イ) 団体が開設するタクシー事業用無線局と当該団体の構成員のタクシー事業用無線局とを併せて開設することとならないものであること。ただし、それらの無線局が、無線設備及び通信所を共用するとともに無線従事者を共通に選任して開設することとなる場合は、この限りでない。

オ 団体が開設するタクシー事業用無線局は、次のとおりであること。

- (ア) 無線局の免許を有しないタクシー事業者が団体を設立した場合

- A 団体が基地局の開設申請を行うものであること。
- B 免許申請に際しては、次の事項を記載した定款及び無線局管理運営規程の提出があること。
 - (A) 定款に規定する事項
 - a 目的、事業
 - b 事務所
 - c 社員（構成員）に関する事項
 - d 理事(代表者を含む。)に関する事項
 - e 資産に関する事項
 - f 定款の変更、解散及び残余財産の処理に関する事項
 - (B) 無線局管理運営規程に規定する事項
 - a 無線管理責任者の配置と職務に関する事項
 - b 共用する無線設備及び通信所の維持、管理に関する事項
 - c 無線従事者の共通選任、配置及び業務書類の整備等当該無線局の管理、運用に関する事項
- C タクシー事業者ごとに陸上移動局の免許申請が行われるものであること。この場合において、通信の相手方は、団体所属の基地局とするものであること。
- (イ) 免許人が団体を設立した場合
 - A 団体が基地局の免許申請を行うものであること。
 - B 団体の構成員である免許人に属する陸上移動局については、通信の相手方に（団体）所属の基地局を追加するものであること（通信の相手方変更申請）。この場合、周波数等の変更を必要とする場合は、通信の相手方変更に合わせて行うものであること。
 - C 基地局の免許申請に際しては、(ア) B (A)及び(B)に定める事項を記載した定款及び無線局管理運営規程の提出があること。
- (ウ) 免許人と無線局の免許を有しないタクシー事業者で団体を設立した場合

オ 陸上移動局の移動範囲は、申請者（当該申請者が事業協同組合の場合にあっては、その組合員であるタクシー事業者）の営業区域からみて必要な範囲であること。

カ 周波数等

(ア) 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力は、別表 1 に規定する範囲内であること。

(イ) 不感地域の解消を図ることを目的として開設する基地局の電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅については、当該単位地域内の申請者に係る他の基地局のものと同じであること。ただし、(エ)に規定する周波数使用計画に支障を与えないと認められる場合は、この限りでない。

(ウ) 不感地域の解消を図ることを目的として開設する基地局及び陸上移動中継局の空中線電力については、不感地域の解消を図るための必要最小限となるものであること。

(エ) 周波数は、総合通信局長が次により作成する周波数使用計画に基づき指定すること。

A 指定する周波数の数は、最大収容局数（一チャンネル当たりの陸上移動局数）が 400 局であることを標準として算定するものとする。ただし、無線局の運用に支障を与えないと認められる場合は、この限りでない。

B 一の単位地域における免許人（予備免許中の者を含む。）及び申請者に割当てられている周波数の数が割当可能周波数の数を超えると予想される場合は、一の周波数を複数の免許人間で共用させるものとする。

C 一の周波数を共用する各免許人の陸上移動局の数は、当該単位地域内

A 団体が基地局の免許申請を行うものであること。

B 免許人は、所属陸上移動局について、(イ)B と同様の変更申請を行うこと。

C 無線局の免許を有しないタクシー事業者は、陸上移動局の免許申請を行うものであること。

D 基地局の免許申請に際しては、(ア) B (A) 及び(B)に定める事項を記載した定款及び無線局管理運営規程の提出があること。

カ 周波数等

(ア) 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力は、別表 1 に規定する範囲内であること。

(イ) 周波数等の指定については、次により作成する周波数使用計画に基づき認めることとする。

A 一の単位地域における免許人（予備免許中の者を含む。）及び申請者の数が割当可能周波数を超えると予想される場合は、一の周波数を複数の免許人間で共用するものとする。

B 一の周波数を共用する各免許人の陸上移動局の数は、当該単位地域内

において片寄りがないこと。

D 周波数の選定に当たっては、周辺のテレビジョン放送の受信に対し妨害を与えないよう考慮すること。

(カ) タクシー事業以外の事業(タクシー事業以外の旅客の運送、貨物の運送、自動車運転代行又はタクシー車両等を使用して行う役務提供の事業に限る。)に使用する場合は、タクシー事業に係る通信に影響を及ぼさないものであることとし、専らタクシー事業以外の通信を行う陸上移動局は、(エ)Aにおける周波数の数の算定に当たっては勘案しないものとする。

(キ) 一の周波数を多数の免許人間で共用することとなる地域において、一の単位地域に開設するそれぞれの申請者の陸上移動局の数が、極めて少数で将来これを増設する見込みの少ないものについては、事業協同組合若しくは団体の設立又はこれらに加入するようにすること。

(ク) 一の単位地域において 15 対向波以上の周波数を使用することとなる場合は、集中基地方式とすること。

キ 集中基地方式を採用する場合は、次のとおりであること。

(ア) 隣接単位地域を含め、周波数の有効利用が図られることとなるものであること。

(イ) 原則として、一の単位地域内にある全てのタクシー事業者が、当該単位地域内の集中基地方式の基地局に加入し運用することとなっているものであること。

において片寄りがないこと。

C 周波数の選定に当たっては、周辺のテレビジョン放送の受信に対し妨害を与えないよう考慮すること。

(ウ) 指定する周波数の数は、最大収容局数(一チャンネル当たりのタクシー事業の用に供する陸上移動局数)が 400 局であることを標準として算定するものとする。ただし、(イ)に示す周波数使用計画に支障を与えないと認められる場合は、この限りでない。

(エ) タクシー事業以外の事業(タクシー事業以外の旅客の運送、貨物の運送、自動車運転代行又はタクシー車両等を使用して行う役務提供の事業に限る。)に使用する場合は、タクシー事業に係る通信に影響を及ぼさないものであることとし、専らタクシー事業以外の通信を行う陸上移動局は、(ウ)における周波数の数の算定に当たっては勘案しないものとする。

(オ) 一の周波数を多数の免許人間で共用することとなる地域において、一の単位地域に開設するそれぞれの申請者の陸上移動局の数が、極めて少数で将来これを増設する見込みの少ないものについては、事業協同組合等の設立又はこれに加入するようにすること。

(カ) 原則として、一の単位地域において 15 対向波以上の周波数を使用することとなる場合は、集中基地方式とすること。

キ 団体を免許主体とすることにより、単位地域の変更、割当周波数の増波等に変更を及ぼすものでないこと。

ク 集中基地方式を採用する場合は、次の事項を十分考慮するものであること。

(ア) 隣接単位地域を含め、周波数の有効利用が図られることとなるものであること。

(イ) 原則として、一の単位地域内にあるすべてのタクシー事業用無線局の免許人及び申請者が、当該集中基地局に加入し運用することとなっているものであること。

(ウ) 集中基地局は、これを管理する団体が設立され、これにより運営されることとなるものであること。

ケ 陸上移動局の移動範囲は、当該申請者の営業区域からみて必要な範囲であ

ク 工事設計等

(ア) 通信方式等は、次のとおりであること。

A アナログ通信方式（変調方式が周波数変調によるものであってB以外のものをいう。）

集中基地方式の場合は2周波半複信方式、分散基地方式の場合は1周波単信方式であること。ただし、混信対策等特に必要があると認められる場合は2周波単信方式、データ伝送を行うものは2周波半複信方式とすることができる。

B デジタル通信方式（変調方式が設備規則第57条の3の2第1項第1号に規定する四値デジタル変調によるものをいう。）

(A) 集中基地方式の場合は、2周波半複信方式又は2周波単信方式であること。

(B) 分散基地方式の場合は、2周波単信方式であること。ただし、単位地域におけるカ(エ)に規定する周波数使用計画に影響を与えない場合は、2周波半複信方式又は1周波単信方式とすることができる。

(イ) 送信方式は、集中基地方式の場合は常時送信方式、分散基地方式の場合はこれによるものでないこと。ただし、単位地域における周波数割当てに影響を与えない場合は、この限りでない。

(ウ) 陸上移動中継局の中継方式は、非再生中継方式であること。

(エ) 基地局は、空中線の高さが平均地面（当該基地局の主たるサービスエリアの海拔高の平均をいう。以下同じ。）から20mを超えないものであって、かつ、実効輻射電力が10W以下となるものであること。ただし、次の場合については、この限りでない。

A 集中基地方式の場合

B 分散基地方式（デジタル通信方式の場合に限る。）であって、カ(エ)に規定する周波数使用計画に支障を与えないと認められる場合（実効輻射

ること。

コ 工事設計等

(ア) 通信方式等は次によることとする。

A アナログ通信方式（変調方式が周波数変調によるものであってB以外のものをいう。）

集中基地方式の場合は2周波半複信方式、分散基地方式の場合は1周波単信方式であること。ただし、混信対策等特に必要があると認められる場合は、2周波単信方式、データ伝送を行うものは2周波半複信方式認めることとする。

B デジタル通信方式（変調方式が設備規則第57条の3の2第1項第1号に規定する四値デジタル変調によるものをいう。）

集中基地方式の場合は2周波半複信方式、分散基地方式の場合は2周波単信方式であること。ただし、単位地域における周波数割当てに影響を与えない場合は、2周波半複信方式又は1周波単信方式を認めることとする。

(イ) 送信方式は、集中基地方式の場合は常時送信方式、分散基地方式の場合はこれによるものでないこと。ただし、単位地域における周波数割当てに影響を与えない場合は、この限りでない。

(ウ) 基地局は、原則として空中線の高さが平均地面（当該基地局の主たるサービスエリアの海拔高の平均をいう。以下同じ。）から20m以下であって、かつ、実効輻射電力が10W以下となるものであること。ただし、次の場合については、この限りでない。

A 集中基地方式の場合

B 分散基地方式（デジタル通信方式の場合に限る。）であって、空中線の高さが平均地面から50m以下、かつ、実効輻射電力が20W以下となるも

電力が 20W 以下となる場合に限る。)

(オ) 同一周波数を 2 以上の免許人で共用する場合は、当該無線局に選択呼出装置を備え付けるものであること。ただし、当該免許人間において運用上の協議が整っている場合であって、直ちに同装置を備え付けることを要しないと認められるときは、当該無線局の免許又は許可に際し、法第 104 条の 2 の規定に基づき、「総務大臣が別に指示するときは、選択呼出装置を備え付けること。」の旨の条件を付し、同装置の備付けを要しないものとする。

(カ) 選択呼出装置を備えていない 2 周波方式の基地局については、原則として、他の基地局が通話中であることを表示する装置を備え付けるものであること。

(キ) 同一の周波数を 2 以上の免許人で共用する場合は、一の基地局の無線設備をできる限り共用するものであること。

(ク) 陸上移動局の無線設備は、一般乗用旅客自動車（指導車を含む。）に設置するものであること。ただし、自動車の乗り入れが困難な場所において円滑なタクシー事業に関する通信を行うため等、特に必要と認められる場合には、この限りでない。

(ケ) 陸上移動局は、車両が静止（極めて低速で移動する場合を含む。）している場合であって、位置情報等を自動送信する場合は、原則として、送信間隔を 2 分以上とする機能を有していること。

ケ 周波数の使用期限

アナログ通信方式の周波数の使用期限は、平成 28 年 5 月 31 日までとする。なお、平成 23 年 6 月 1 日以降は、現に指定を受けている周波数を除き、新たにアナログ通信方式の周波数の指定は行わないこととする。

この場合（カ(イ)に示す周波数使用計画に支障を与えないと認められる場合に限る。)

(エ) 同一周波数を 2 以上の免許人で共用する場合は、当該無線局に選択呼出装置を備え付けるものであること。ただし、当該免許人間において運用上の協議が整っている場合であって、直ちに同装置を備え付けることを要しないと認められるときは、当該無線局の免許又は許可に際し、法第 104 条の 2 の規定に基づき、「総務大臣が別に指示するときは、選択呼出装置を備え付けること。」の旨の条件を付し、同装置の備付けを要しないものとする。

(オ) 選択呼出装置を備えていない 2 周波方式の基地局については、原則として、他の基地局が通話中であることを表示する装置を備え付けるものであること。

(カ) 同一の周波数を 2 以上の免許人で共用する場合は、一の基地局の無線設備をできる限り共用するものであること。

(キ) タクシー事業の用に供する陸上移動局の無線設備は、一般乗用旅客自動車（指導車を含む。以下この(1)において「自動車」という。）の運行中に使用するために自動車に設置するものであること。ただし、自動車の乗り入れが困難な場所において円滑な配車乗務を行うため等、特に必要と認められる場合には、携帯型無線設備を認めることとする。

(ク) 陸上移動局は、車両が静止（極めて低速で移動する場合を含む。）している場合であって、位置情報等を自動送信する場合は、原則として、送信間隔を 2 分以上とする機能を有していること。当該機能を有していない場合には、申請者又は免許人に対し、設備更新等に合わせて、当該機能を有するように周知することとする。

サ 周波数の使用期限

アナログ通信方式の周波数の使用期限は、平成 28 年 5 月 31 日までとする。なお、平成 23 年 6 月 1 日以降は、現に指定を受けている周波数を除き、新たにアナログ通信方式の周波数の指定は認めないこととする。